

なくそう児童虐待 気づこう子どものSOS

児童虐待の現状

平成24年度の全国の児童相談所が対応した児童虐待の件数は66,807件で、過去最多を更新し、長崎県内では、263件の対応件数が発生しています。

また、虐待による死亡事例は跡を絶たず、大変深刻な社会問題となっています。



児童虐待とは

しつけと虐待は違います。

子どもが耐え難い苦痛を感じれば、それは虐待です。保護者が子どものためだと考えても、過剰な教育や厳しいしつけによって、子どもの心や体の発達が阻害されるほどであれば、子どもにとって有害な行為です。虐待は、親の立場よりも子どもの立場で判断することが大切です。

児童虐待の定義

- ①**身体的虐待** 殴る、ける、激しく揺さぶる、首をしめる、戸外に締め出すなど
- ②**性的虐待** 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど
- ③**ネグレクト** 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置するなど
- ④**心理的虐待** 言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的な扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティックバイオレンス：DV）など



児童虐待のサイン

- ◎不自然な傷や打撲の痕がある
- ◎着衣や髪の毛がいつも汚れている
- ◎表情が乏しい
- ◎おどおどしている
- ◎長い時間泣き続ける、毎日泣くなど心配な様子がある
- ◎落ち着きがなく、乱暴になる
- ◎夜遅くまで、一人で遊んでいる
- ◎「痛い」「やめて」という声がする

児童虐待を引き起こす要因

- ◎育児に対する不安やストレスがある
- ◎夫が育児に協力してくれない
- ◎夫婦・家庭不和
- ◎望まぬ妊娠・出産
- ◎経済的に苦しい
- ◎孤立した子育て、相談相手がない
- ◎発達の遅れや障がいを持っている子ども
- ◎産後うつやアルコール依存症など



虐待に気づいたり、悩んだりしたら まずはお電話を

あなたの「もしや？」が子どもを救うかもしれません。

また、悩んでいる人がいれば、ひとりで悩まず、相談窓口へご相談ください。



児童虐待に関する相談・連絡先

- ◆島原市家庭児童相談室 (☎ 63-7750)
- ◆こども支援グループ (☎ 63-1111 内線 279)
- ◆市保健センター (☎ 64-7713)
- ◆長崎こども・女性・障害者支援センター (☎ 095-844-6166)
- ◆児童相談所全国共通ダイヤル (☎ 0570-064-000)